

鹿屋市修学旅行支援事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

鹿屋市修学旅行支援事業補助金交付要綱（令和4年鹿屋市告示第201号）の一部を次のように改正する。

附則中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附 則

この要綱は、令和5年3月31日から施行する。